

# 会 則

(名称)

第1条 名称は、ビジネスプラザ浜松とする。

(本会の理念)

第2条 一人はクラブの為に、クラブは一人の為に働く。

(会員)

第3条 入会及び、退会

- 1 入会は、入会申込書を記入後、会長の承認を得て決定する。
- 2 退会は、本クラブの目的に反する行為があった時は、世話役会の決定により退会させることが出来る。

(会の目的)

第4条 会員の売上向上に資するため次のことを行う。

- 1 定例会の開催
- 2 研修会の開催
- 3 世話役会の開催
- 4 総会の開催 議案審議は出席者の過半数をもって決定する。  
開催は年1回以上とする。
- 5 コミュニケーションを深めるための各種交流会の開催
- 6 その他、売上向上の為にイベントの開催

(定例会)

第5条 定例会

- 1 会費 5,000円/1人
- 2 当日キャンセル 5,000円

(世話役会)

第6条 世話役会

定例会の前に必要回数を次の会員をもって開催する。

- 1 会長、副会長、会計、監査、相談役、委員会(委員長・副委員長)、会に協力する者。

(役員)

第7条 役員は会長1名、副会長1名、会計1名、監査1名とし、任期は1期2年とする。

- 1 役員は世話役会より選出し、会長は次期会長、副会長、会計、及び幹事を指名できる。
- 2 次年度は、会長は監査に昇格する。

(運営)

第8条 本会は、年会費、定例会費及び、臨時会費により運営する。

(会費)

第9条 本会の年会費は、会員企業情報の1登録につき12,000円とする。年度途中の入会者は、年会費を月割りし残り月数を乗じた金額とする。

- 1 定例会費は、定例会の案内の通りとする。
- 2 ゲスト扱いは、1回のみとする。
- 3 継続会員は、当年5月末までに年会費を納めた者とする。
- 4 交流会等会費は、各交流会等の案内の通りとする。

(退会者)

第10条 会員が退会した場合

- 1 理由の如何を問わず、年会費の払い戻しは行わない。
- 2 第9条3項により、会員資格を喪失した者の会員への復帰は、会長判断とする。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(慶弔金)

第12条 本会は会員及び、その配偶者等に対して慶弔金支給する。

- |   |                |            |
|---|----------------|------------|
| 1 | お祝い金：会員の結婚     | 5,000円     |
| 2 | 弔慰金： 会員        | 10,000円+花環 |
|   | 配偶者及び、親（直系）・子供 | 5,000円     |

以上